



法エール

Vol. 77

H27. 5. 20



ご挨拶

「559億円」これは何の数字だと思いますか。この数字は、昨年一年間の「特殊詐欺」の被害額です。「特殊詐欺」の8形態の中で、被害が多いのは、親族になります「オレオレ詐欺」、医療費や税金の還付を装う「還付金詐欺」、未公開株や社債の購入を勧める「金融商品詐欺」の3類型だそうです。熊本でも昨年金融商品詐欺の被害がありました。また、このような詐欺被害ではありませんが、新聞等の広告で安価で商品購入を誘引し、結果的に高額の商品購入を契約させられてしまったり、解除しにくい契約内容に同意したというケースもあります。例えば、健康食品のお試し価格として1,000円程度の商品を紹介し、これを購入しようとして気軽に電話したところ、お得だとして10,000円程度のまとめ買いの契約をさせられたり、また、商品購入には継続購入が前提となっており、一度試してから契約を継続するかどうかの判断機会が与えられていない等の契約形態です。これらはの金額は、月額では比較的少額な感じがしますが、年額に計算すると結構な金額になることがあります。

そして、このような被害に遭ったり、契約をしている消費者には、高齢者層が多いということです。私事ですが、同居している80歳を超えた私の親あてにも営業等の電話がかかってくることがあります。初めての電話だと思われる相手に対しても確かに丁寧に対応しています（詐欺被害には遭ったことはないようですが、私の知らないところで、健康食品等の購入をしているようです。）。

もちろん、商品購入に関しては、契約自由の原則がありますので、結果的には自己責任ということなのでしょうが、身近に相談できる人がいれば、被害遭ったり、望まない契約を継続することもなくなるのではないかと思います。ホームドクターだけでなく、ホームロイヤーの需要も益々高まるのではないのでしょうか。気になることがあれば、ぜひ近くの事務所に一報いただければと思います。

それでは、今月の法エールもよろしく申し上げます。

(代表社員 大島 隆広)





会社・法人登記手続きの改正



今月も引き続き平成27年2月の会社・法人登記手続きの改正による変更点について説明します。

先月号からの確認で、主な改正点は次の3点です。

- ①株式会社設立・役員等の就任登記手続きの場合の添付書面が追加されることになりました
- ②代表者の辞任の登記手続きの場合の添付書面が追加されることになりました
- ③役員等の就任登記手続きの際に、役員の名前の氏につき、婚姻前の氏を記載することができるようになりました（既存の役員も記載することができます）

先月号は①でしたので、今月は②から説明します

②代表者の辞任の登記手続きの場合

株式会社や特例有限会社の代表取締役（代表権のある取締役）が辞任する場合の辞任届には、市区町村に届け出ている実印（個人の実印）にて押印し、印鑑証明書を添付書面として提出しなければならなくなりました。

ただし、これらの代表者が辞任届について、法務局へ届け出ている届出印（会社の実印）を自身の辞任届に押印した場合は、実印での押印及び印鑑証明書の添付は省略できます。つまり、提出不要です。

しかしながら、この手続きが必要なのは、あくまで法務局へ印鑑を届け出ている代表者についてのみです。もし、代表取締役が2人いる会社において（例えばAさん、Bさんとします。）、Aさん、Bさん二人とも法務局へ会社の印鑑を届け出ているとしたら、Aさん、Bさんが辞任する場合は個人実印での押印及び印鑑証明書の提出（もしくは法務局届出印での押印）が必要です。一方、Aさんは法務局に印鑑を届け出ている、Bさんは届け出ているとすれば、Aさんが辞任する場合は印鑑証明書の提出等が必要で、Bさんが辞任する場合は実印での押印及び印鑑証明書の提出は不要ということになります。

この改正点は、一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人の代表理事にも適用があります。

来月号も、引き続き改正点の説明をしていきます。

判例紹介

～未成年者のカード不正使用とカード会社の注意義務違反～（京都地裁平成25年5月23日判決）

（事件の概要）

16歳の子Xが父親Yの財布からクレジットカードを盗み出し、そのクレジットカードを利用して風俗営業店（いわゆるキャバクラ）等で遊興した。この場合、Yがカード利用代金を支払う義務を負うのかどうか、当該風俗営業店での接客契約が法的に有効なものかが争われた。

（裁判所の判断）

1. 風俗営業店が、客が未成年者であることを知り、又は未成年者であることを疑うべき当然な状況があるのにあえて年齢を確認しようとせずに接客契約を締結した場合には、当該接客契約は公序良俗に反して無効である。

2. 未成年者を理由とする契約の取消しは許されるが、取り消した契約に関して相手方や第三者に損害が生じた場合、不法行為に基づく賠償責任を負うとの法解釈を採用した場合、未成年者取消しが困難となる事例が続発し未成年者取消しを広く認めることと著しく矛盾する。

16歳の少年が父親のクレジットカードを窃取し風俗営業店の飲酒遊興代金の支払に使用したが、未成年者取消しにより父親は免責されて風俗営業店に損害が発生した場合、それが少年の思慮不足な行動に起因するときでも不法行為に基づく損害賠償債権は発生しない。

3. 信販会社の本人確認等の義務が十分に果たされずにクレジットカードの不正使用が拡大し、しかも不正使用者と加盟店（風俗営業店）の間の契約が公序良俗に反する場合、裁判所は、加盟店の公序良俗違反行為に対する寄与の度合い、信販会社による本人確認の状況等の諸事情を総合的に考慮し、不正使用による損害をカード会員に転嫁することが容認し難いと考えられるときには、家族による不正使用に関する約款規定に基づき信販会社がカード会員に対してカード利用代金を請求することが、権利の濫用又は信義則に反するとして、公権的解決を図ることができる。

これらを踏まえ、カード会社の請求約550万円のうち、父親に約75万円の支払いを命じた。そして、残り約475万円についてのカード会社の請求が権利の濫用に当たるとして、支払義務を否定した。

（コメント）

16歳の子供がキャバクラへ行ったことに…何故か腹が立つのは、私だけでしょうか？父親の財布からカードを盗み、550万円も使ったなんて。人のお金で遊ぶだなんて（しかもキャバクラ！）、とても許せません。

今後、信販会社には、本人確認義務を真剣に果たして欲しいと思いました。

コラム

花菖蒲



大型連休明けから、龍田事務所入口の花壇の花菖蒲が開花しています。花壇での栽培は花にとってあまり良い環境ではないかもしれませんが、花菖蒲の足元だけは、水溜まりができるくらいに潤すよう心がけ、花も頑張ってくれているように思います。玉名や天草の花しょうぶ祭に先んじて見頃を迎えていますので、事務所にお立ち寄りの際は、是非ご覧いただけたらと思います。

（龍田事務所 宮川 真理江）

司法書士日記

昨年は出産によりお休みをいただき、四月から職場復帰しました。皆様により良い法的サービスを提供していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、話はかわりますが、ハンバーグって美味しいですよね。私はハンバーグが好きなので、色んなところでハンバーグを注文することが多いです。いまのハンバーグランキングNo.1は熊本市南区にあるお店です。お店の味を自宅でも！と思い研究ですが、全く近づきません。なぜなのでしょう…料理上手な方に美味しいハンバーグの作り方を教えて頂きたいです。そして美味しいハンバーグのお店がありましたらそれも是非教えてください。宜しくお願いいたします！

(清水事務所 司法書士 野口芽久美)

お知らせ

~寄り添う支援で笑顔ふたたび~

当法人は、「NPO法人身近な犯罪被害者を支援する会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-341-8222

FAX 096-341-8333

命の絆・大切に、輝く命・永遠に

当法人は、「一般社団法人命の尊厳を考える会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-337-1251

FAX 096-337-3355

当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、**顧問契約**の締結を行っています。会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

- 龍田事務所** 〒861-8006
熊本市北区龍田3丁目32番18号
TEL: 096-327-9989 FAX: 096-327-9799
- 清水事務所** 〒861-8066
熊本市北区清水亀井町16番11号
TEL: 096-346-3927 FAX: 096-346-4044
- 薄場事務所** 〒861-4131
熊本市南区薄場町46番地 薄場合同ビル内
TEL: 096-320-5132 FAX: 096-357-5710
- 健軍事務所** 〒861-2106
熊本市東区東野1丁目1番12号
TEL: 096-360-3366 FAX: 096-360-3355
- ホームページアドレス <http://www.hshsc2003.jp/>